令和8年度

固定資産税(償却資産)申告の手引き

令和７年１２月
栃　木　市

平素より市税につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和８年度の固定資産税(償却資産)について申告の時期がまいりましたので、ご案内いたします。
本手引き及び同封の書類を確認いただき、期限までに申告書の提出をお願いいたします。

申　告　期　限	**令和 ８ 年 ２ 月 ２ 日(月)** 当日消印有効 ※期限間近は窓口が混み合いますので、お早めにご提出ください。
申告書提出先 (問合せ先)	〒３２８－８６８６　栃木県栃木市万町９番２５号 栃木市役所 経営管理部 税務課（２階２Ｃ－４窓口） 資産税係　電話（０２８２）２１－２２７１

～～ 目　次 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

償却資産の申告について（Ｐ１～３）
１．償却資産とは
２．栃木市に申告義務のある方
３．償却資産の範囲

申告の方法について（Ｐ４～５）
１．電子申告
２．一品申告
３．全資産申告

税額の計算方法（Ｐ５～９）
１．評価額の計算
２．税額の計算
３．課税標準の特例
４．償却資産の非課税について

その他（Ｐ.１０）
１．国税との主な違い
２．固定資産税(償却資産)課税台帳の閲覧について
３．帳簿確認調査及び実地調査等の実施について

記入例（Ｐ１１～１４）
１．償却資産申告書（償却資産課税台帳）
２．種類別明細書（全資産用・プレ申告用）
新規で申告される方、前年中に取得された資産がある方
３．種類別明細書（全資産申告・プレ申告用）
前年中に減少した資産がある方

償却資産の申告について

1．償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産のことをいいます。（地方税法第３４１条第４号）

例えば、会社や個人で事業を行っている方が所有する事業用の構築物、機械や装置、器具・備品などが対象となります。

2．栃木市に申告義務のある方

毎年１月１日（賦課期日）現在において、栃木市内で工場や店舗などの経営をしている方や、駐車場やアパートなどを貸している方、また、自分では事業を行なっていないが、栃木市内で事業をしている方に事業用として貸付けている償却資産の所有者（リース業者等）が対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第３８３条第１項の規定により、毎年賦課期日現在で所有する償却資産の内容を、資産が所在する自治体へ１月３１日（土日の場合は、その翌日）までに申告することが義務付けられています。

なお、償却資産には免税点があり、所有する資産の合計課税標準額（計算方法→ｐ７）が１５０万円未満の場合は課税されませんが、その場合であっても申告は必要となります。

また、虚偽の申告をした場合、正当な理由なく申告されなかった場合には、地方税法第３８５条・第３８６条及び栃木市税条例第７５条の規定により罰則等が科されることがあります。

3．償却資産の範囲

（1）申告の対象となる資産

① 法人税法又は所得税法上、減価償却の対象となっている資産
② 帳簿や台帳に記載されていない簿外資産
③ 建設仮勘定で経理中の資産であっても、賦課期日現在においてその全部又は一部を事業の用に供しているものについては、その事業の用に供することのできる資産
④ 遊休資産（一時的に使用を停止している資産）、未稼動資産（新設の設備等で、設置後まだ稼動していない資産等）であっても、事業の用に供することのできる資産
⑤ 減価償却が終了した事業の用に供することのできる資産（固定資産税上では、取得価額の５％が資産価値として残ります）
⑥ 割賦購買の資産で事業の用に供することのできる資産
⑦ 他の企業等に貸付けてある資産
⑧ 法人税又は所得税が課されない者が所有する資産で事業の用に供している資産

（2）申告の対象とならない資産

① 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権、電話加入権等）
② 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産（※大型特殊自動車は申告が必要）
③ 耐用年数１年未満の償却資産

④　少額償却資産（取得価額が１０万円未満の償却資産で、その取得に要した経費の全部が法人税法等の規定により、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの）

⑤　一括償却資産（税務会計において取得価格２０万円未満の減価償却資産で事業年度ごとに一括して３年間で償却を行うことを選択したもの）

⑥　生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象となります）、立木、果樹

（３）償却資産の種類と具体例

資産の種類	主な償却資産の例示
第１種　構築物	土地に定着する土木設備又は工作物のことで、広告設備（看板）、レール、水槽、井戸、煙突、路面・駐車場アスファルト舗装、橋、塀等。
第２種　機械及び装置	機械：モーター、施盤、フライス盤、工作機械等。 装置：冷凍装置、化学装置、太陽光発電設備、変電設備等。 コンベアー、ホイスト、重機等の搬送装置も含みます。
第３種　船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等。
第４種　航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等。
第５種　車両及び運搬具	構内運搬車、及び道路運送車両法第３条による大型特殊自動車（フォークリフト・トラクター・ショベルローダー等）。自動車税、軽自動車税の対象になる自動車、軽自動車、原付自転車は除かれます。
第６種　工具、器具及び備品	工具：製造に使用される切削工具等。スパナ、鋳型等もこれに含みます。 器具：電力計、電圧計等の計器類等。 備品：パソコン、レジスター、机、椅子、ロッカー、陳列ケース、棚、カーテン一式等。

（４）リース資産の申告義務者について

リース資産は、原則として資産の所有者に償却資産の申告義務があります。

ただし、契約内容が実質的に割賦販売となる場合（リース期間満了後に、貸した方（リース業者等）から借りている方へ無償または少額で譲渡される場合など）は、借りている方が申告を行う必要があります。

（５）家屋と償却資産の区分

家屋と一体になって家屋の効用を高める設備（家屋の附帯設備：電気設備、給排水衛生設備等）については、固定資産税上、次の場合により家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備の所有者が**同じ**場合

取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの、屋外に設置されている配線や配管など、家屋から独立した機器（設備）などは固定資産税上家屋の評価に含まれませんので、償却資産の申告対象となります。

家屋と設備の所有者が**異なる**場合

家屋所有者以外の方が、事業の用に供するための附帯設備（内装、建具、建築設備等）を家屋に取

り付けた場合は、本来であれば固定資産税における家屋の評価に含める場合であっても、家屋所有者以外の方（設備所有者）が償却資産の申告対象となります。（地方税法第３４３条第１０項、栃木市税条例第５４条第８項）

＜家屋と償却資産の区分表＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係		
			同じ場合		異なる場合
			家　屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	◎
	中央監視設備	設備一式		◎	◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎	◎
		屋内設備一式	○		◎
	電力引込設備	引込工事		◎	◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎	◎
		配管・配線、端子盤等	○		◎
	LAN設備	設備一式		◎	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
	インターホン設備	集合玄関機等		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
	避雷設備	設備一式	○		◎
	火災報知設備	設備一式	○		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事（特定の生産又は業務用設備）		◎	◎
		配管・高架水槽、受水層・ポンプ等	○		◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎	◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用） 中央式給湯設備	○		◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		屋内の配管等	○		◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○		◎
	消化設備	消火器、非難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎	◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎	◎
		エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター等	○		◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブル含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設・アスファルト舗装等）		◎	◎

※附帯設備については、償却資産の申告漏れや、家屋と償却資産で課税が重複する可能性がありますので、ご注意ください。

申告の方法について

償却資産の申告には１の電子申告により提出する方法と２・３の申告書を窓口又は郵送で提出する方法があります。いずれかの申告方法を選択の上、必要な書類をご提出ください。
(必要な書類一覧については５ページを、記入方法については１１ページ以降をご確認ください)

１．電子申告（地方税電子申告（eLTAX：エルタックス）による申告）の場合

固定資産税（償却資産）の申告を、インターネット経由で自宅やオフィス等から行うことができます。

なお、電子申告を行う際には、事前の手続（電子証明書の取得など）が必要になります。

詳しい内容、利用方法等は地方税共同機構（LTA）へお問い合わせください。

【問合せ先】 **地方税共同機構（ＬＴＡ）**
受付時間　９：００～１７：００（土日・祝日・年末年始を除く）
電話番号　☎０５７０－０８１４５９(繋がりにくい場合　０３－６７４５－０７２０)
ホームページ　https://www.lta.go.jp

２．一品申告（全資産の評価計算を行わず、前年度からの資産の増減のみを申告する）の場合

新規で申告される方は全資産を「種類別明細書（全資産用・プレ申告用)」に記載して申告してください。

過去に申告をされている方は、前回提出時に貴事業所より申告いただきました内容を印字した「種類別明細書」(同封されています）をもとに、令和７年中に「増加した資産」と「減少した資産」についてそれぞれ明細書を作成し、提出してください。

資産の増減がない場合は、償却資産申告書の**「１９資産に増減なし」**にチェックの上、提出してください。(又は備考欄に「増減なし」と記載)

また、全資産申告から一品申告に変更される場合は、その年度においては、新規申告と同様に**全資産の申告が必要**となりますのでご注意ください。

※過去に申告されている場合は今年度に限り申告書の様式が異なります。例年と同様にご申告ください。

３．全資産申告（パソコン等を利用し、全資産の評価計算を行った上で申告する）の場合

賦課期日において所有している全資産について、それぞれ評価額等を正確に算出・記載した種類別明細書を作成してください。

また、それぞれの評価額等の合計額を申告書所定の欄に記入のうえ、種類別明細書と併せて提出してください。

＜申告書類の内容の確認について＞

提出いただいた申告書類の記入漏れ等により、正しい処理ができないケースが見受けられます。特に、電子申告においては、送信時にはエラーは起こりませんが、こちらで受信・データ処理時にエラーが発生し、読み込みができないことがあります。

その際には、直接お電話等で内容についてお問い合わせさせていただくことになりますので、提出前に必ず内容を確認してから提出してください。

・品名、数量、取得年月日、耐用年数、取得額の記載漏れ、種類別明細書の添付漏れ、課税標準の特例の計算漏れ、必要書類の添付漏れ等

＜提出書類一覧＞

	申告の方法 / 提出する書類	新規申告	全資産申告	一品申告
A	償却資産申告書(償却資産課税台帳) **提出用**	○	○	○
B	種類別明細書 **提出用**	○		○
C	賦課期日において所有している全資産のリスト		○	
D	地方税法等により固定資産税が軽減(課税標準の特例等)・非課税となる償却資産であるとわかる書類	該当がある場合は提出してください。		
E	Dに係る資産が複数ある場合、該当となる償却資産の一覧表（任意様式）	該当がある場合は提出してください。		

※Ａ・Ｂについては控用の提出は不要です。市の受付印を押印した控の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封の上提出してください。

※上記各書類について、各事業所で独自の申告書を作成して申告いただく場合、お手数ですが同封しました償却資産申告書の右上に記載されている、申告書等送付番号（又は所有者コード）を転記して申告してください。

※Ｄについて、新規取得した資産については、課税標準の特例等が適用されることを示す書類（→P8）を提出してください。(既存の特例資産については改めて提出する必要はありません。)

※Ｅについて、新規取得かどうかを問わず、特例等を受ける資産が複数ある場合には、該当となる資産の一覧表を提出してください。

税額の計算方法

固定資産税（償却資産）の税額は、次の手順により決定されます。

1．評価額の計算

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価額を決定します。なお、評価額算定の結果、取得価額の５％を下回った場合は、取得価額の５％が評価額として決定されます。(評価額の最低限度)

＜評価額の計算方法＞

前年中に取得した資産		取得価額 ×（1－$\frac{r}{2}$）
前年前に取得した資産	前年度以前から課税されているもの	前年度評価額 ×（1－r）
	新たに課税されることになるもの（申告漏れ等）	取得価額 ×（1－$\frac{r}{2}$）×（1－r）$^{n-1}$

※ r：耐用年数に応じた定率法による減価率

n：当該資産取得日から賦課期日までの経過年数（1年未満の場合は1年）

＜減価残存率表＞

耐用年数	減価残存率 前年中取得 1－$\frac{r}{2}$	減価残存率 前年前取得 1－r	減価率 r
2	0.658	0.316	0.684
3	0.732	0.464	0.536
4	0.781	0.562	0.438
5	0.815	0.631	0.369
6	0.840	0.681	0.319
7	0.860	0.720	0.280
8	0.875	0.750	0.250
9	0.887	0.774	0.226
10	0.897	0.794	0.206
11	0.905	0.811	0.189
12	0.912	0.825	0.175
13	0.919	0.838	0.162
14	0.924	0.848	0.152
15	0.929	0.858	0.142
16	0.933	0.866	0.134
17	0.936	0.873	0.127
18	0.940	0.880	0.120
19	0.943	0.886	0.114
20	0.945	0.891	0.109
21	0.948	0.896	0.104
22	0.950	0.901	0.099
23	0.952	0.905	0.095
24	0.954	0.908	0.092
25	0.956	0.912	0.088
26	0.957	0.915	0.085
27	0.959	0.918	0.082
28	0.960	0.921	0.079
29	0.962	0.924	0.076
30	0.963	0.926	0.074
31	0.964	0.928	0.072
32	0.965	0.931	0.069
33	0.966	0.933	0.067
34	0.967	0.934	0.066
35	0.968	0.936	0.064
36	0.969	0.938	0.062
37	0.970	0.940	0.060
38	0.970	0.941	0.059
39	0.971	0.943	0.057
40	0.972	0.944	0.056
41	0.972	0.945	0.055
42	0.973	0.947	0.053
43	0.974	0.948	0.052
44	0.974	0.949	0.051
45	0.975	0.950	0.050
46	0.975	0.951	0.049
47	0.976	0.952	0.048
48	0.976	0.953	0.047
49	0.977	0.954	0.046
50	0.977	0.955	0.045
51	0.978	0.956	0.044
52	0.978	0.957	0.043
53	0.978	0.957	0.043
54	0.979	0.958	0.042
55	0.979	0.959	0.041
56	0.980	0.960	0.040
57	0.980	0.960	0.040
58	0.980	0.961	0.039
59	0.981	0.962	0.038
60	0.981	0.962	0.038
61	0.981	0.963	0.037
62	0.982	0.964	0.036
63	0.982	0.964	0.036
64	0.982	0.965	0.035
65	0.982	0.965	0.035
66	0.983	0.966	0.034
67	0.983	0.966	0.034
68	0.983	0.967	0.033
69	0.983	0.967	0.033
70	0.984	0.968	0.032
71	0.984	0.968	0.032
72	0.984	0.968	0.032
73	0.984	0.969	0.031
74	0.984	0.969	0.031
75	0.985	0.970	0.030
76	0.985	0.970	0.030
77	0.985	0.970	0.030
78	0.985	0.971	0.029
79	0.985	0.971	0.029
80	0.986	0.972	0.028
81	0.986	0.972	0.028
82	0.986	0.972	0.028
83	0.986	0.973	0.027
84	0.986	0.973	0.027
85	0.987	0.974	0.026
86	0.987	0.974	0.026
87	0.987	0.974	0.026
88	0.987	0.974	0.026
89	0.987	0.974	0.026
90	0.987	0.975	0.025
91	0.987	0.975	0.025
92	0.987	0.975	0.025
93	0.987	0.975	0.025
94	0.988	0.976	0.024
95	0.988	0.976	0.024
96	0.988	0.976	0.024
97	0.988	0.977	0.023
98	0.988	0.977	0.023
99	0.988	0.977	0.023
100	0.988	0.977	0.023

＜評価額の計算例＞

取得価額１，０００，０００円、取得年月日令和７年４月、耐用年数４年の資産

①前ページの減価残存率表から耐用年数４年の減価残存率を確認します。

初年度　　（前年中取得）減価残存率：０．７８１

２年目以降　（前年前取得）減価残存率：０．５６２

②評価額の計算方法に沿ってそれぞれの年度における評価額を算出します。

年　度	価額(※1)	×	減価残存率	＝	評価額	備　考
令和８年度	1,000,000	×	0.781	＝	781,000	
令和９年度	781,000	×	0.562	＝	438,922	
令和10年度	438,922	×	0.562	＝	246,674	
令和11年度	246,674	×	0.562	＝	138,630	
令和12年度	138,630	×	0.562	＝	77,910	
令和13年度	77,910	×	0.562	＝	~~43,785~~ 50,000	＜50,000 ※2

（単位：円）

※１　初年度のみ取得価額。２年目以降は、前年度の評価額

※２　評価額の最低限度は取得価格の５％（この場合は1,000,000円×５％＝50,000円）となりますので、令和13年度以降の評価額は除却されるまで年数の経過に関わらず50,000円となります。

２．税額の計算

１で算定した評価額により価格を決定（決定価格）し、そこから固定資産税（償却資産）の課税標準額を算出し、税率（１．４％）を掛けて税額を算出します。

課税標準額	原則として、決定価格が課税標準額になります。 ※課税標準額の特例が適用される資産については、 「決定価格×特例率」が課税標準額になります。
税　　額	課税標準額（千円未満切捨）×税率（１．４％）＝税額（百円未満切捨）
免　税　点	合計課税標準額が１５０万円未満の場合は免税点となり、課税されません。 （申告は必要となります。）
納期限及び納付方法等	固定資産税（土地・家屋）の納期と同様、５月に全期分を納付、または５月、７月、９月、１１月の年４回に分けて納付していただくことになります。 土地・家屋所有者と名義が一緒の場合においては、納税通知書※に償却資産分も合算されて発行されます。（名義が別の場合は、償却資産のみで納税通知書が発行されることもあります。）

※納税通知書に明細が添付されるのは土地・家屋のみです。償却資産については、明細が添付されませんので、申告時の控が明細の代わりとなります。次年度の申告時にも必要となりますので、大切に保管してください。

3．課税標準の特例

地方税法第３４９条の３、同法附則第１５条各項等に規定する一定の要件を満たした償却資産は、固定資産税（償却資産）が軽減されます。

（法令等の改正により、該当する資産については頻繁に変更されていますので、最新の法令をご確認いただくか、税務課資産税係までお問い合わせください。）

新たに特例が適用される償却資産を取得された場合には、償却資産申告書の「１３課税標準の特例」にチェックをし、「２２備考」・種類別明細書の摘要欄に当該法令を明記の上、特例が適用されることを証明する書類等を添付して提出してください。

※特例適用申告書等の様式を定めている自治体がありますが、栃木市においては、現時点で様式を定めておりませんので提出は不要です。

＜主な特例と適用に必要な添付書類＞　※記載された書類以外にも提出を求める場合があります。

地方税法		対象となる資産	取得の時期	特例内容	適用期間	必要書類
法第349条の3	第2項	ガス事業用資産（特別一般ガス導管事業者が新設したものを除く）	S64.1.2以降	最初の5年1/3 その後5年2/3	取得後10年	・ガス事業法に基づく許可証(写)
	第3項	農協等協同利用設備	なし	1/2	取得後３年	・補助金申請書(写) ・補助金交付決定通知書(写)
法附則第15条	第2項第1号	公共の危害防止施設等　工場汚水廃液処理施設（水濁法第2条第2項・第3項）	R6.4.1～R8.3.31	1/3（わがまち特例）	期限なし	・特定施設設置(変更)届書(写) ・処理過程(処理フロー)図(写) ・該当部図面(写)
	第2号	ごみ処理施設（廃掃法第8条第1項）		1/2		・事業許可証(写) ・特定施設設置(変更)届書(写) ・処理過程(処理フロー)図(写) ・該当部図面(写)
	第3号	一般廃棄物最終処分場（廃掃法第8条第1項）		2/3		
	第4号	産業廃棄物の処理施設（廃掃法第15条第1項）		1/3		
	第5号	除害施設（下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項）		3/4（わがまち特例）		・除害施設設置(変更)届書(写) ・処理過程(処理フロー)図(写) ・該当部図面(写)
	第43項	認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等（1.5%以上の賃上げ方針の表明）	R7.4.1～R9.3.31	1/2	取得後３年	・先端設備導入計画認定書（写） ・先端設備等導入計画書（写） ・認定経営革新等支援機関による確認書（写）等
		認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等（3%以上の賃上げ方針の表明）		1/4	取得後５年	
旧法附則第15条	第44項	認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等（賃上げ方針の表明なし）	R5.4.1～R7.3.31	1/2	取得後３年	
		認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等（賃上げ方針の表明あり）	R5.4.1～R6.3.31	1/3	取得後５年	
			R6.4.1～R7.3.31		取得後４年	

4．償却資産の非課税について

地方税法第３４８条第２項、第４項～第９項、同法附則第１４条第１～２項に規定される償却資産については、固定資産の性格や具体的用途の性質を考慮し、**申告により**固定資産税（償却資産）が非課税となります。

新たに該当する資産を取得された場合は、償却資産申告書の「１２非課税該当資産」にチェックの上、「固定資産税非課税適用申告書」及び非課税となることがわかる書類の写しを併せて提出してください。（固定資産税非課税適用申告書は税務課資産税係窓口に用意してあります。）

＜主な非課税措置＞

適用条項（法第348条）		非課税の内容
第２項	第１号	国・都道府県・市町村等が公用又は公共の用に供する固定資産
	第３号	宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
	第５号	公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地
	第９号	学校法人等が設置する保育又は教育用固定資産並びに寄宿舎、公益社団法人等が設置する図書館及び博物館
	第９号の２	公的医療機関等が設置する看護師等養成所において直接教育の用に供する固定資産
	第10号	社会福祉法人等が保護施設の用に供する固定資産
	第10号の２	社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産
	第10号の３	社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産
	第10号の４	学校法人等が認定こども園の用に供する固定資産
	第10号の５	社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産
	第10号の６	社会福祉法人等が障害者支援施設の用に供する固定資産
	第10号の７	社会福祉法人等が第10号から第10号の６までに規定する固定資産以外で社会福祉事業の用に供する固定資産
	第10号の９	包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産
	第10号の10	事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業の用に供する固定資産
	第11号の４	健康保険組合等が所有し、かつ、経営する病院及び診療所等で直接その用に供する資産
	第12号	公益財団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産
第６項		非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、福島国際研究教育機構、国立健康危機管理研究機構が所有する固定資産
第８項		地方独立行政法人、公立大学法人が所有する固定資産

※法第３４８条第２項各号の規定に該当する固定資産であっても、有料で貸している場合は固定資産税の非課税の対象にならない場合があります。（法第３４８条第２項ただし書き）

その他について

1．国税との主な違い

固定資産税（償却資産）における減価償却の計算は、その資産の賦課期日時点での評価額（適正な時価）を求めるために行われます。

一方、国税では、各事業年度の課税対象となるべき所得を計算する上での一要素となる減価償却額費を算出するために行う計算になります。

したがって、目的の違いにより計算方法等が違ってきます。主な違いについては以下のとおりとなりますので、確認の上、申告されますようお願いいたします。

項　目	**固定資産税（償却資産）の取り扱い**	国税の取り扱い
償却計算の基準日	**賦課期日（１月１日）**	事業年度（決算期）
減価償却の方法	**定率法のみ（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同じ）**	定率法・定額法の選択性
前年中の新規取得資産	**半年償却（１／２）**	月割償却
圧縮記帳	**認められない**	認められる
特別償却・割増償却	**認められない**	認められる
増加償却	**認められる**	認められる
資本的支出（改良費）	**区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価）**	区分評価、一部合算も可
評価額の最低限度	**取得価格の５％**	備忘価額（１円）

2．固定資産税（償却資産）課税台帳の閲覧について

申告及び調査に基づいて償却資産の価格等が決定されると、栃木市の償却資産課税台帳に登録されます。新年度の台帳については、価格等を台帳に登録した旨を市長が公示した日（通常は４月１日）から閲覧が可能となります。（１枚につき３００円必要になります。）

閲覧の際には、身分証明書（所有者が法人の場合はさらに代表者印）が必要になります。（閲覧者が代理人の場合は委任状が必要です。）

3．帳簿確認調査及び実地調査等の実施について

栃木市では、地方税法第３５３条及び第４０８条の規定に基づいて、帳簿確認調査及び実地調査を進めています。所有されている償却資産について、職員が直接伺ったり、電話や文書等にて帳簿の提出を求めることがありますので、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第３５４条の２の規定により、国税関係資料の閲覧等を行い、その内容を課税の参考にさせていただくことがあります。

なお、それらに伴って未申告の資産や、申告に誤りがあった場合は、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税に際しては、現年度だけでなく、資産の取得年に応じて過年度に遡って課税（最大５年度）させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

※過去に申告をされている方は今回に限り様式が異なります。

記入例

受付印

令和 8 年 1 月 20 日

栃木市長 殿

令和８年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告 ・ □修正申告
処理方式	□一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	
9876543-2（新規の場合は空欄）	

所有者	1	フリガナ / 住所〔納税通知書送付先〕	トチギシヨロズチョウ　マルマルビル 〒328-8686　栃木市万町9番２５号　○○ビル２階	5	個人番号又は法人番号	0123456789123	10 短縮耐用年数の承認 □有 ・ ☑無
		電話番号	０２８２－２１－○×△×	6	事業種目	印刷業	11 増加償却の届出 □有 ・ ☑無
	2	フリガナ / 公簿上の住所又は所在地			資本金又は出資金の額	100,000,000円	12 非課税該当資産 □有 ・ ☑無
				7	事業開始年月	平成２６ 年 4 月	13 課税標準の特例 ☑有 ・ □無
	3	フリガナ / 氏名〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名〕	トチスケカブシキガイシャ とち介株式会社 代表取締役社長　栃木うずま郎	8	この申告に応答する者の役及び氏名	総務課　西方　花子	14 特別償却又は圧縮記帳 □有 ・ ☑無
		屋号			電話番号	０２８２－２１－○○××	15 税務会計上の償却方法 ☑定率法・□定額法
	4	公簿上の生年月日又は設立年月日	平成２６ 年 4 月 5 日	9	税理士等の氏名	税理士　大平　太郎	16 青色申告 ☑有 ・ □無
					電話番号	０２８２－５１－××△△	

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構築物	12345678	3228000	260000	9377678
2	機械及び装置	24681012	7640650	36021500	53061862
3	船舶	（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
4	航空機				
5	車両及び運搬具	3691215	1700000	961000	2952215
6	工具、器具及び備品	4812162	3240000	2085800	3657962
7	合計	45530067	15808650	39328300	69049717

資産の種類		※評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	数量
1					
2					
3					
4					
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

○前年度申告があった方は、(イ)が印刷されています。
その数値に、減少分(ロ)と増加分(ハ)を記入し、合計(ニ)を算出の上記入してください。

○新規の方は、前年中に取得した分を（ハ）に記入し、合計（ニ）に同じ数値を記入してください。

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

17 市（区）町村内における事業所等資産の所在地
① 栃木市万町９番２５号 ☑自己所有家屋 □借家
② 栃木市藤岡町藤岡 １０２２番地５ ☑自己所有家屋 □借家
③ 栃木市岩舟町静 ５１３３番地１ □自己所有家屋 ☑借家

18 借用資産 ☑有 ・ □無
貸主の名称等 都賀リース(株)　栃木市都賀町家中５９８２番地１ TEL ０２８２－２９－××□□

19 □ 資産の増減なし

20 □ 該当資産なし

21 □ 転出・廃業・解散・その他（ 年 月 日）

22 備考（添付書類等）
令和６年４月１５日　(株)コスモン印刷を吸収合併
令和６年１０月１日　商号変更
旧）栃木うずま郎運輸(株)
新）とち介(株)

第二十六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十四条関係）

項　　目	記載する内容
①住所、電話番号	納税通知書及び償却資産申告書等課税に関する書類の送付先となる住所・電話番号を記入してください。
②公簿上の住所又は所在地	①の住所と公簿上の住所が異なる場合に記入してください。
③氏名、屋号	氏名（法人の名称及び代表者の氏名）・屋号を記入してください。
④公簿上の生年月日又は設立年月日	個人の場合は生年月日を、法人の場合は設立年月日を記入してください。
⑤個人番号又は法人番号	個人の場合は１２桁の個人番号を、法人の場合は１３桁の法人番号を記入してください。
⑥事業種目	事業の内容（複数ある場合は主たる事業のみで可）を記入してください。法人の場合は資本金又は出資金の額も記入してください。
⑦事業開始年月日	事業を開始した年月（法人の場合は会社設立年月）を記入してください。
⑧この申告に応答する者の係及び氏名	申告書の内容について問合せ先となる部署、担当者名、電話番号を記入してください。
⑨税理士等の氏名	税理士等が関与している場合は、所属法人、氏名、電話番号を記入してください。（⑧、⑨両方に記載がある場合は、問い合わせの際に⑨を優先します。）
⑩短縮耐用年数の承認	国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産がある場合は「有」をチェックし、「耐用年数の短縮の承認通知書」（写）を添付してください。
⑪増加償却の届出	税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は「有」をチェックし、「増加償却の届出書」（写）を添付してください。
⑫非課税該当資産	新たに非課税に該当する資産がある場合は「有」をチェックし、申告と併せ非課税の申告をしてください。
⑬課税標準の特例	**該当する資産がある場合は「有」をチェックし、その資産を新たに取得した場合は特例が適用されることを証明できる書類を添付してください。**
⑭特別償却又は圧縮記帳	税務会計上において圧縮記帳を行っている場合は「有」をチェックしてください。なお、償却資産の申告においては特別償却・圧縮記帳は認められていません。
⑮税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について該当する方をチェックしてください。なお、償却資産の計算においては定率法のみを使用します。
⑯青色申告	青色申告の有無について該当する方をチェックしてください。
⑰市内における事業所等資産の所在地	**栃木市内の事業所・店舗・工場・太陽光発電設備等の所在地を記入してください。**書ききれない場合は任意の様式により作成の上、添付してください。
⑱借用資産	借用資産（レンタル、リース等資産）がある場合には「有」をチェックし、貸主の名称、住所、電話番号を記入してください。
⑲資産に増減なし	申告年度に前年からの資産の増減がない場合はチェックしてください。
⑳該当資産なし	申告年度に該当の資産がない場合はチェックしてください。
㉑転出・廃業・解散・その他	転出・廃業・解散等により栃木市内で事業を行っておらず、今後も行う予定がない場合はチェックし、該当の事由に○をつけ事由年月日を記入してください。
㉒備考	以下の場合は記入してください。 ○合併等があった場合 ○住所・氏名・名称等、記載されている内容に変更があった場合 ○課税標準額の特例、非課税資産の申告、耐用年数の短縮等に係る添付書類、適用法令等の名称 ○その他、申告に必要な事項や償却資産の評価について参考となる事項

※過去に申告をされている場合は今回に限り様式が異なります。

記入例 新規で申告される方、前年中に取得した資産がある方

令和8年度

種類別明細書（全資産用・プレ申告用）

所有者名	1 枚のうち
とち介株式会社	1 枚 目

帳票識別コード	
申告区分	□ 当初申告 ・ □ 修正申告
処理方式	□ 一般処理 ・ □ 電算処理
申告書等送付番号	
9876543-2（新規の場合は空欄）	

行番号	異動区分(注1)	資産の種類(注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月(注3) 年号	年	月	元日取得(注4)	(イ) 取得価額(注5)	耐用年数	(ロ) 減価償却率	(ハ) 価額	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増減事由(注6)	摘要
01	1	1	※何も記入しないでください	アスファルト舗装工事	1	5	○	1		260000	10						1	
02	1	2		製本用機械（BZ-1234）	1	5	○	4		825000	7						1	
03	1	2		デジタル印刷機（○○社製）	1	5	○	7		12500000	4						1	
04	1	2		太陽光発電設備一式	1	5	○	10		15300000	17						1	特例法附則第１５条４４項
05	1	2		オフセット印刷機	1	5	○	12		7396500	10						2	
06	1	5		カウンターフォークリフト	1	5	○	4		961000	4						2	
07	1	6		デスクトップパソコン	1	5	○	6		1200000	4						5	R○宇都宮より移動
08	1	6		応接キット一式	1	5	○	8		540000	8						6	申告漏れ
09	1	6		BS40型テレビ	1	5	○	12		345800	5						6	合併による受け入れ
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
小計																		

※全資産申告をされる方は計算の上、記入してください。
（一品申告の方は記載不要です。）

異動区分に「1」を記入してください。

未記入の場合、税額の計算ができませんので、「耐用年数」を必ず記入してください。

・取得価額には、当該資産を事業の用に供するために要した費用（設置工事費、関税、購入・据付手数料、送料、運送保険料など諸経費）を含みます。
・事業用にも非事業用にも使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください。事業専用割合による取得価額のあん分は、固定資産税の評価上認められていません。
・資産を無償で譲り受けた場合、時価に比して不当に高価または低価で買い入れた場合、取得価額が不明なものは、通常支出すべき金額を見積もり、取得価額としてください。
・消費税の取り扱いは、税務上採用している経理方式に従ってください。

増加自由及び適用がある場合は記入してください。

〈摘要に記載が必要となる場合〉
・特例の適用がある資産
（根拠法令等を記入すること）
・他市町村から受け入れた資産
・申告漏れがあった資産
・会社合併等により取得となった資産

等

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2減少 、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
注意3 「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。
注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（(例)全部減少の場合は「0」が入ります）を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・草）（第十四条関係）

※過去に申告をされている場合は今回に限り様式が異なります。

記入例 **前年中に減少した資産がある方**

所有者名	1 枚のうち
とち介株式会社	1 枚 目

令和8年度

種類別明細書（全資産用・プレ申告用）

帳票識別コード	
申告区分	□ 当初申告 ・ □ 修正申告
処理方式	□ 一般処理 ・ □ 電算処理
申告書等送付番号	9876543-2

第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・草）（第十四条関係）

行番号	異動区分(注1)	資産の種類(注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月(注3) 年号	年	月	元日取得(注4)	取得価額(イ)(注5)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増減事由(注6)	摘要
01	2	1	1185	コンクリート舗装	1	4	10	5		2500000	15	0.00	125000			125000	4	
02		1	1195								20	0.00	364000			364000		
03	2	2	2000	フォーム印刷機	~~2~~	4	13	7		6781350	10	0.00	339068			339068	3	3台のうち1台を○×物流へ売却
04		2	2015	製本用機械	1	4	15	10		1800000	7	0.00	90000			90000		
05	2	2	2016	大型裁断機	1	4	20	4		5000	10	0.00	804679			804679	5	宇都宮営業所へ
06		2	8321	太陽光発電装置	1	4	25	6		1000000	17	0.00	7190726	0/1	405	0		
07	3	5	5963	フォークリフト（FL~~300~~650z）	1	4	20	10		1700000	4	0.00	85000			85000		名称の修正
08	2	6	6517	カラー複合機（MPC××33）	1	4	28	3		2280000	5	0.00	294585			294585	4	
09	3	6	6741	事務用エアコン	4	5	3	4		960000	~~6~~ 5	0.00	549158			549158		耐用年数の修正
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
				小計														

減少資産がある場合は、異動区分に「2」を記入してください。

内容を訂正する場合は異動区分に「3」を記入し二重線で消して修正してください。

減少の場合は、「増減事由」に該当する数字を記入してください。
また必要に応じて摘要欄を記入してください。

注意1　「異動区分」の欄は、1 増加、2減少 、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2　「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
注意3　「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4　「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。
注意5　「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（(例)全部減少の場合は「0」が入ります）を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6　「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

令和８年度　固定資産税（償却資産）申告の手引き

発行年月　令和７年12月
発　　行　栃木市
編　　集　栃木市 経営管理部 税務課 資産税係
〒328-8686　栃木県栃木市万町９番25号
電　話：０２８２－２１－２２７１
ＦＡＸ：０２８２－２１－２６７７
URL：http://www.city.tochigi.lg.jp

〒３２８－８６８６
栃木県栃木市万町９番２５号　栃木市役所
税務課資産税係 あて　償却資産申告書在中

←申告書を郵送する際に切り取って
ご利用ください。